

こんな相談がありました No.56 ～物干しざおが移動販売で10万円！？～

相談

「2本で1000円、20年前のお値段です」という物干しざおの移動販売車のアナウンスを聞いて、車を呼び止めた。「さおを2本と台を1組頼みたい」と伝えて価格を聞いたが、答えなかった。買うことは決めていたので、運んでもらうと代金は10万円だという。驚いて持ち合わせがないと言うと「銀行のATMまで車に乗せていく」と言われた。仕方なく銀行に行き、お金をおろして駐車場で待っていたさおだけ屋に支払った。



(消費者庁イラスト集より)

対応

拡声器の呼びかけを聞いた消費者が業者を呼び止め、呼びかけていた商品以外の商品を購入した場合、「訪問販売」に当たる可能性があり、クーリング・オフできると考えられますので、業者へ連絡を試みましたが、渡された領収証の電話番号につながらず、住所も実在しないことがわかり、返金を求めることはできませんでした。

問題点

- ◆一人で在宅している高齢女性に被害が多くなっています。
- ◆さおを切ったから返品できないと言ったり、刃物を持ったまま話すなど不安感を与えて支払わざるを得ないようにするケースも報告されています。
- ◆特定商取引法による「訪問販売」にあたる場合、業者はクーリング・オフ等について記載した契約書面を交付する必要がありますが、交付された事例はほとんどありません。業者の所在地、連絡先が架空だったりするため、返金交渉は困難です。

- 販売価格をはっきり確認し、納得できなければ契約しない。
- 断ることが難しい場合は近所や警察に助けを求める。
※車のナンバーを控える。
- お金をおろすため車に乗せると言われたら、絶対に車に乗らない。
- クーリング・オフできる可能性がないわけではありません。
消費生活センターへご相談ください

アドバイス

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019